

**令和4年度**

**第16期第22回海区漁業調整委員会  
議事録**

**令和5年2月21日  
三重海区漁業調整委員会**

日時 令和5年2月21日(火) 午前10時から11時17分まで

場所 三重県勤労者福祉会館 第2会議室

#### 議題

- 1 議案1 定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権の三重海区漁場計画の作成について
- 2 議案2 三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について
- 3 議案3 真珠養殖いかだへの標識の設置に関する委員会指示について
- 4 議案4 海区漁業調整委員会関係三重県個人情報保護条例施行規程の廃止について
- 5 その他
  - (1) 全国海区漁業調整委員会連合会理事会の開催について
  - (2) 会長及び会長職務代理者の選出について
  - (3) 次回の委員会日程について

#### 出席委員

浅井利一 矢田和夫 掛橋 武 小川和久 永富洋一  
濱田浩孝 田邊善郎 濱中一茂 秋山敏男 古丸 明  
木村妙子 千田良仁 大倉良繁 木村那津子

#### 欠席委員

藤原隆仁

#### 事務局

事務局長 林 茂幸  
主幹 増田 健  
主査 葛西 学

#### 行政

(三重県農林水産部水産資源管理課)  
(資源管理班)  
技師 岡野健次  
(漁業調整班)  
主幹兼係長 藤島弘幸

#### 傍聴者

なし

計19名

○浅井会長

それでは、ただいまから第22回三重海区漁業調整委員会を開催いたします。本日は委員総数15名中、藤原委員が欠席で、出席委員が14名ですので委員会は成立しております。

委員会運営規程第12条に基づき議事録署名者として、濱田委員と大倉委員にお願いします。発言にあたっては、議長に発言を求めていただき、議長の指名を受けてからご発言いただくようお願いします。

それでは、議案1「定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権の三重海区漁場計画の作成について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料1の1-1ページをご覧ください。このことについて、令和5年1月6日付け農林水第24-4276号で三重県知事から諮問書が提出されております。内容につきましては、海区漁業権の一斉切替えに係る海区漁場計画の作成に関して、漁業法第64条第4項の規定に基づき、当委員会の意見が求められています。

本日配布させていただきました資料1の追加資料をご覧ください。1-123ページと1-124ページからなる先日の公聴会の概要です。三重海区漁場計画（案）について、2月14日（火）午前10時から午後2時まで、勤労者福祉会館6階研修室において公聴会を開催したところ、2名の公述者が出席し2件の意見が述べられました。また、文書による意見書の提出が7件ありました。意見の内容については、いずれも「意見なし」あるいは「異議なし」でした。

事務局からは以上です。

○浅井会長

ありがとうございました。ただいまの説明にありましたように公聴会で意見や異議は出ておりませんが、海区漁場計画についてご意見はありませんか。

○秋山委員

県の担当者の皆様、ほんとに膨大な作業をしていただきご苦労さまです。海区漁場計画の内容に異議はありませんが、本作業を通じてこれまでの漁業権と比べて新しい提案等いろいろあったと思いますが、内容的に変化といいますか、これまでと違った変化のようなもの、それからいろんな話をお伺いして、今後の三重県の漁業の方向性といったようなものを感じたんじゃないかと思うんですけど、何かご意見ご感想があれば教えていただきたいです。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

切替えに際していろいろ大変お世話になっております。

内容的にはまず藻類漁業権ですね。今まであおのり、くろのり、ひじき、わかめなどに分かれていた漁業権を藻類漁業として大きくくりにして、あとは行使規則のなかで変化などに対応できるよう柔軟性が高い形で行使していただくようにしました。

また、経営改善に繋げるため、養殖区画で藻類や貝類を複合的に養殖する仕組みも取り入れました。

切替え作業全体として感じたことは、漁業権の数がもっと減るのかなと正直思っていました。そこまで変わっていないという印象を受けました。

ただし、やっぱり人が減ってきていることは、ヒアリング等のなかで感じたことです。今は漁協合併が進み漁業権自体は外湾漁協や鳥羽磯部漁協などに免許しており、各地区の単協が持っているわけじゃないのですが、個別にみると行使者が少なくなっている地区もある印象を受けました。

また、5年で区画、定置は切替えになりますし、共同漁業権も10年後ということで、次の切替えの時にはまたかなり状況が変わり、それに対応した仕組みを検討する必要性が生じるかもしれないのではないかと感じました。

県など行政は法律の範囲でいろいろ物事に対応していくことにはなりますが、温暖化など今後の様々な問題に対して、皆さまといろいろ話をさせていただきながら、可能な限り対応していけると良いのではと思っています。

○秋山委員

ありがとうございました。

○浅井会長

ほかにご意見はありませんか。

それでは、議案1については県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○浅井会長

全員異議がないようですので、議案1については県原案どおりとされたい旨答申することとします。

続きまして、議案2「三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料2をご覧ください。

2-1ページにありますように、このことについて、令和5年2月8日付け農林水第24-1058号で三重県知事から諮問書が提出されております。漁業法第16条第5項の規定で読み替える第2項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。今回は、令和4管理年度のくろまぐろ小型魚及び大型魚の知事管理漁獲可能量の変更についての諮問です。内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅井会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（岡野技師）

2－4 ページをご覧ください。今回の諮問に関して変更のポイントに沿って説明させていただきます。

1、今回の諮問は、くろまぐろ小型魚の定置漁業における漁獲量の積み上がりへの対応及び、県の漁獲枠の未利用分を有効的に活用することを目的に、知事管理漁獲可能量の配分を変更するものです。

2、1月10日時点の小型魚及び大型魚の各漁業種類における漁獲量等について、2－5 ページの「くろまぐろの1月10日時点の漁獲状況と配分等の一覧」をご覧ください。なお、1月10日時点の集計とは、1月1日～1月10日は全て三重外湾漁協分のみの集計となっています。表の左の列から順に漁業種類、現在配分量、1月10日時点の漁獲実績、残量、消化率です。また、二重線の右の列からは、今回の配分案、配分案で配分した後の漁獲可能量と消化率、配分後の残量です。

小型魚について、定置漁業の消化率をご覧ください。73.8%まで積み上がってきています。一方、中型まき網漁業の消化率は16.7%となっています。

3、また2－6 ページの小型魚の1月～3月の過去3か年の漁獲実績で、令和3管理年度の項目が昨年度、第6管理期間が2年前、第5管理期間が3年前の漁獲実績になります。まず令和3管理年度をご覧ください。定置漁業は1月8,324.7kg、2月1,753.2kgの漁獲がありました。また、その他漁業では、1月13,789.8kg、2月2,151.7kgの漁獲がありました。同様に、第6管理期間、第5管理期間についても、1月と2月の定置漁業とその他漁業の漁獲量が多い傾向があります。

2－7 ページをご覧ください。大型魚の1月～3月の過去3か年の漁獲実績です。令和3管理年度のその他漁業において、2月1,588.8kg、3月1,535.9kgの漁獲がありました。また、第6管理期間では3月に、第5管理期間では2月と3月に大型魚の漁獲量が多くなる傾向がみられました。

そこで、小型魚の定置漁業における漁獲の積み上がりと、小型魚、大型魚のその他漁業における今後の漁獲の積み上がりに対応すること、また、県の未利用分を再配分し、有効的に漁獲可能量を利用するため、今回の追加配分を行います。

2－4 ページをご覧ください。

4、これらに対応するため、小型魚については、中型まき網漁業、養殖用種苗採捕漁業、県留保枠から漁獲可能量を確保し、定置漁業、その他漁業へ追加配分します。また、大型魚については、県留保枠からその他漁業へ漁獲可能量を配分します。

まずは小型魚について、5、1月10日時点で中型まき網漁業において、消化率が16.7%となっており、漁獲実績が少ないことから、まき網漁業関係者と協議を行った結果、各船団への配分が1トンとなるよう、6.2 トンを中型まき網漁業の漁獲可能量として残し、現在の配分である10.2 トンから6.2 トンを引いた4.0 トンを追加配分の原資とします。

6、養殖用種苗採捕漁業においては、今年度の採捕実績が1.713 トンであったことから、1.8 トンの漁獲可能量を残し、現在の配分である5.0 トンから1.8 トンを引いた3.2 トン

を追加配分の原因とします。

7、県留保枠においては、全ての漁業種類での急な漁獲の積み上がりに対応できるよう、1.0 トンを残し、現在留保している 3.2 トンから 1.0 トンを引いた 2.2 トンを追加配分の原因とします。

8、ポイント 5 から 7 の追加配分の原因の合計 9.4 トンを小型魚の定置漁業と、その他漁業の過去 3 か年における 1 月～3 月の漁獲実績のそれぞれの平均の比率（定置網漁業 40 %、その他漁業 60%）に基づき、定置漁業に 3.8 トン、その他漁業に 5.6 トンを配分します。

続いて、大型魚の追加配分について、9、県留保枠において、全ての漁業種類での急な漁獲の積み上がりに対応できるよう、2.8 トンを残し、現在留保している 7.8 トンから 2.8 トンを引いた 5.0 トンを追加配分の原因とし、その他漁業へ 5.0 トンを配分します。

2－5 ページが配分案の数量等についての取りまとめです。小型魚の配分案で定置漁業に 3.8 トン配分いたしますと、配分後は 24.0 トンとなり、消化率は 62.1%まで下がります。また、その他漁業については、5.6 トンの追加配分となるため、配分後の残量が、10.2 トンとなります。

大型魚については、その他漁業に 5.0 トン配分するため、配分後の残量が 9.7 トンとなります。

これらをさらに簡潔に取りまとめたものが 2－3 ページの新旧対照表で、2－2 ページが数量の溶け込み版です。

10、それぞれの配分の考え方、配分案の数量については、関係団体に事前に同意を頂いていることを申し添えます。

説明は以上です。ご審議のほどお願いいたします。

○浅井会長

ありがとうございます。ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○田邊委員

資料は 1 月 10 日時点の集計でそれから 1 か月位たってきました。どれくらいになっていますか。

○水産資源管理課（岡野技師）

現在 1 月末までの漁獲量の集計が終了しており、小型魚は定置漁業 16.2 トン、中型まき網漁業 1.9 トン、その他漁業 7.2 トンとなっています。大型魚は定置漁業 3.8 トン、その他漁業 7.7 トンとなっています。

○濱田委員

小型魚の定置漁業に 24 トンの配分になっていましたが、1 ヶ統あたりは去年と変わらないのですか。

○水産資源管理課（岡野技師）

今のところ去年までとは変更していません。

○濱田委員

定置の場所によっては、ぶりは獲れないけどくろまぐろが多い定置もある。そのあたりを考慮するような感じはないんですかね。

○水産資源管理課（岡野技師）

今のところ1ヶ統あたり1,500kgの上限を解除する検討はまだしていません。

○濱田委員

全くくろまぐろが獲れない漁場もあるわけやし、その実績によってここの漁協はくろまぐろは結構入ってるなど、実績に応じて検討してもらいたい。

1か月で配分が終わっている漁場もあるし、一年間ずっと配分が残っている漁場もあるわけやで。

○水産資源管理課（岡野技師）

漁獲可能量の余りもみながら、もし検討できるようでしたら、その辺も検討させていただきます。

○浅井会長

ほかにご意見はありませんか。

それでは、議案2については県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○浅井会長

全員異議がないようですので、議案2については県原案どおりとされたい旨答申することとします。

続きまして、議案3「真珠養殖いかだへの標識の設置に関する委員会指示について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局(増田主幹)

資料3をご覧ください。この指示は平成13年度から毎年発動していますが、継続して発言するかどうかご審議をお願いするものです。

3-1ページは令和4年度のいかだ登録台数一覧表です。登録台数の合計は8,624台で、令和3年度より970台減少しています。3-2ページと3-3ページは今年度の登録票の貼付状況等の調査結果で、三重県真珠養殖適正化対策協議会から報告があったものです。

今年度の調査は、9月28日、9月29日、9月30日及び11月18日の4日間行われました。調査にご参加いただいた委員の皆さまにおかれましては、お忙しいなかどうもありがとうございました。

登録票貼付状況の評価はほとんどの地区は4から5でしたが、特に畔蛸、千賀地区においては、初回の調査時に登録票の貼り付けがなく、3-4ページのとおり協議会が再調査を実施し、改善していただきました。

また、協議会からは委員会指示を継続発動してほしい旨の要望書が毎年届いており、3-6ページにあるとおり本年度も要望書が出されています。

続いて委員会指示案です。3-7ページが委員会指示の改正案、3-8ページが現行の指示です。変更箇所は告示番号、告示年月日と指示の有効期間で内容の変更はありません。告示日は令和5年3月7日を予定しています。

ご審議よろしく申し上げます。

事務局からは以上です。

○浅井会長

ありがとうございました。ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○浅井会長

それでは、議案3については事務局原案どおり発動してよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○浅井会長

全員異議がないようですので、議案3については事務局原案どおり発動することとします。

続きまして、議案4「海区漁業調整委員会関係三重県個人情報保護条例施行規程の廃止について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料4の4-1ページをご覧ください。平成14年に「海区漁業調整委員会関係三重県個人情報保護条例施行規程」を定め、海区漁業調整委員会に関連する個人情報は、この規程により扱ってまいりました。規程の内容については、「三重県個人情報保護条例の施行については、同施行規則の規定の例による。」となっています。そして、令和5年4月から個人情報保護制度が一元化され地方自治体も「個人情報の保護に関する法律」の運用を受けることとなり、4-2ページから4-6ページの三重県公報のとおり、令和4年12月20日



に「三重県個人情報保護に関する法律施行条例」が公布され、令和5年4月1日から施行されることになりました。これに伴い、4-4ページの附則2にあるとおり、「三重県個人情報保護条例」は令和5年3月に廃止されます。

つきましては、「海区漁業調整委員会関係三重県個人情報保護条例施行規程」についても廃止する必要があり、そのため、委員会でご審議いただくものです。

なお、この廃止にかかる措置は、海区漁業調整委員会同様に三重県個人情報保護条例を引用して規程を定めている教育委員会、公安委員会、人事委員会等の県内各委員会で足並みを揃えて統一的に実施するものです。従いまして、告示日及び具体的な告示文書の内容や表現については、会長一任とさせていただきますようお願いいたします。

事務局からは以上です。

○浅井会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○浅井会長

それでは、議案4については、廃止することとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○浅井会長

全員異議がないようですので、議案4の「海区漁業調整委員会関係三重県個人情報保護条例施行規程」は、廃止とすることとし、告示することとします。

なお、告示日、告示文書の内容等については、会長一任とさせていただきます。

続きまして、その他事項1「全国海区漁業調整委員会連合会理事会の開催について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料5の5-1ページをご覧ください。まだ正式な文書は届いておりませんが、理事会が3月10日（金）に開催される旨の案内がありました。場所は未定ですが、14時から東京駅近郊の会議室において対面で行われる予定です。当日は連合会の副会長である浅井会長に出席していただく予定です。

事務局からは以上です。

○浅井会長

ありがとうございました。ただいまの説明についてご意見はありませんか。

それでは特にないようですので、次に進みます。

その他事項2「会長及び会長職務代理者の選出について」、事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局（増田主幹）

資料6をご覧ください。6-1ページにありますように三重海区漁業調整委員会運営規程第2条第4項において、「会長及び会長職務代理者の任期は2年とし、再任を妨げない。」とされています。現在の委員の皆さまは令和3年4月1日から就任していただいております。つきましては浅井会長及び矢田会長職務代理者についても同日に選出いただいたところです。つきましては浅井会長及び矢田会長職務代理者の任期が令和5年3月31日までとなっており、次回委員会において改めて選出していただく必要がありますので、前もってお知らせさせていただきます。

事務局からは以上です。

#### ○浅井会長

ありがとうございます。ただいまの説明についてご意見はありませんか。

#### ○掛橋委員

私の個人的な見解であるかもわからんけど、過去の経過をちょっと説明させていただきたいと思います。

今回70年ぶりに漁業法が改正された。その大きな目的は、今までの漁業法は第1条に漁業生産力を発展させるのが基本的な考えでした。「漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構」の運用。これは海区漁業調整委員会ですね。運用によって「水面を総合的に利用し、もっとよく行政サービスを発展させ併せて漁業の民主化を図る。」ことが第一の大きな目的やったんですわ。ところが今回70年ぶりの改革で「漁業は国民に対して水産物を供給する使命を有し、かつ漁業者の秩序ある生産活動がその使命の実現に不可欠である。」ということから始まり、資源管理、漁業の許可、免許制度に関する事など、いろいろ大きく変わったと思うんですわ。

それで私は海区調整委員会のあり方が大きく変わってきたと思うんですわ。今までは基本的には15人のなかで漁業者9人、学識、公益が6人って基本的なことはあったんやけども、その15人のうちに公職選挙法に準ずる選挙をするのは9人。だけど実際は各種漁業団体からの推薦があって13人ないし15人は漁業従事者で、ほとんど組合長などでした。ところが平成12年に1人、平成16年に2人、平成20年には6人が学識と公益の方となりました。これまで漁業者がほとんど15人を占めておった現状のなかで会長を選ぶにあたっては、当然漁業者から会長が選ばれた。以前は三重海区が3海区に分かれていた経緯もあり、事前に旧海区で一人ずつ選出して、そのなかで一人選ぶ方法をとっておりました。

それが漁業者9人、学識者、公益者6人のなかでバランスも崩れてきた。そういうなかで事前に自薦、推薦、またいろいろ委員の方の意見もあって、その人選に至ってはほとんど選挙とかはなくて行われてきたと思うんですわ。ところが漁業法の改正に伴って9人の漁業者は変わらないと思うんやけども、15人がフラットのなかで任期も2期8年が委員の限度となりました。これは局長変わりませんわね。規定されていますよね。

○事務局（林事務局長）

任期については、海区だけではなく県の各種委員会で2期8年と伺ってます。

○掛橋委員

これまで、知事選任の委員は2期8年やけども、公職選挙人に準ずる委員は4期も5期も務め、私もそうさせていただいてきました。今回、2期8年が限度となると必然的に3期、4期の方が会長をすることはあり得なくなる。ならば新しく令和3年から始まった方が2期、それ以前の改正される前からやられた方が3期、これが最高になると思うんですわ。そのなかで会長職も今まで通りのように一人で4年間やる。また、三重県の原則は会長の任期は1期2年っていう形なんやけども、今まで通りでやってくと今期なられた新しい委員は会長職をやらずして辞めていく。また、来期のことを考えた時に会長経験者がいなくなっていくことが懸念されるなかで、今回新しい形で会長、職務代理者を選ぶことが三重県の将来の海区のあり方になるんじゃないかと思うんですわ。

これはあくまでも私の個人的な見解であって、皆さんにこうしろあしろということは毛頭ないんやけども、それでも従来の会長選出とまるっきり変わったフラットな学識、公益も問わずして自主投票なり、そういうことをやった方が新しい方向に行くんじゃないかな。また、それをやらざるを得ないかなって私は感じてるんです。

これはあくまでも私の個人的な見解で、皆さんにそれぞれの意見を述べていただいて、3月に会長の選任をしたらどうかなって思います。

○濱田委員

全国的に海区の会長は漁業者出身ばかりですか。

○浅井会長

今までありましたな。

○掛橋委員

三重県は一応漁業者9人、学識、公益6人っていう基本的なことがあったけど、12年前は15人のなかで9人は選挙、6人は推薦でほとんど漁業者の方が占めておったんですわ。そのなかで必然的に漁業者の方が会長になるってことでしたんやけど、全国的には東京海区においても会長は学識、他の地区においても公益とかそういう方がいっぱいおられます。今回の改正に伴って一石を投じるといいますか、従来通りのやり方でいくと来期17期の時には新しい方ばかりになるし、また会長経験者もいなくなるっていうこともあり得ると思います。これは私の考え意見なんやけど、今、会長経験された方は浅井会長と私の二人なんです。私が思うには、会長経験者二人を除いた13の方がそれぞれの自主投票というか会長をやっていただければ、次の17期に繋がるんじゃないかと思います。従来のような3期、4期の古参的な人が必然的に会長になるっていうのじゃなくて、最長で2期8年って形やもんで新しい感覚でどうでしょう。三重県は以前、水産課長が水産庁から出向されていた経過もあるで、一応国が決めた基本的な考え方の漁業者9人、公益、学識6人っていう形やけども、愛知県は12人が漁業者、3人が公益で県によって違うと思うんですわ。け

ども三重県においては、水産庁から出向してきた課長さんがおられた時から漁業法が改正され、漁業者委員の選挙も行わないことがわかったんやな。フラットな考えのなかで学識、公益、漁業者問わず、会長職を選ぶというのもひとつの方法かなって私は感じとるんですけどね。全国の太平洋広域漁業調整委員会や東京海区も東京海洋大学の教授が会長されてると思います。そうやな、間違いのない事務局。

#### ○事務局（増田主幹）

東京海区は今わかりませんが、大阪海区では以前私が研究所にいた時にお世話になった大学の先生が、会長をされてますので海区によっては学識委員も会長をされています。

#### ○掛橋委員

和歌山の会長も確か学識やと思うんですわ。それはなんでかっていったら、昭和24年に施行された「漁業調整機構の運用によって水面を総合的に利用し、もつて漁業の民主化を図る」ことから、今回70年ぶりに漁業法が改正され、大きく舵を切ってきたわけですわ。水産資源の持続的な利用を確保するっていう大きな目的のなかでさな。今までのような漁業の民主化を図るといふかそういうことを抜きにして、資源管理を行い国民に対して水産物を供給するというように。当然、海区漁業調整委員のあり方も従来の浜の雇用を取り上げていろいろ漁業者の為にやるっていうより、総合的といふか俯瞰的な考え方を持つ委員から会長を選んだ方がいいんじゃないかって私は思います。その点皆さんどうですか。せっかくの機会やもんで、議論していただいて、次回の3月に決めていただくって方法をとっていただいたらなって思うんさな。今までやったらもうシナリオができておって、この方が3期、4期なのでそういう地区から選出するっていうことのなかで、新しく入ってきた方がなんもわからずああそうかなってな。私自身もそうであったように、立ち位置が変わることによって、いろんな見識とか景色も変わってくるでさな。私の個人的な物言いで申し訳ないんやけども、ぜひともこれからの会長めぐって、有意義な会長選出をしていただきたいなと思います。会長、私から勝手に古丸先生ちょっとどうですかって聞くのもいかなもんかとは思ふんやけども、雑談的な考えのなかで古丸先生どうですやろ。

#### ○古丸委員

会長にというお話ですか。それとも今の掛橋委員の意見に対するコメントを求めていることですか。これ決めごとではどうなってるんですか。

#### ○掛橋委員

決めごとですか。以前は一年間やったんやけど、再任は妨げないとなっています。確か過去の7期か8期位に1期4年の間に3人の時があるんですわ。今は2年の任期で再任もできます。

#### ○古丸委員

4年までは出来るってことですね。

○掛橋委員

はい。

○古丸委員

6年はできないということですね。

○掛橋委員

そのあたりの解釈は、6年ということより、そもそもの委員の任期に4年毎の区切りがありますもので。会長職を経験した方は除外した形のなかで新しい会長を選んでほしいというのが私の気持ちなんです。

○小川委員

私は見識や人徳とかを考えるとすれば掛橋委員が一番適任かなとは思いますが、ただ、掛橋委員が心配されているのは、今の会長もそうなんですが、会長を歴任された方がいなくなるなかで、新たな会長が選出されることは非常に心配であると。今は会長を歴任されたお二人がいるなかで、新たな会長を選んで、その方が2年をやられる。その次の選任時にはその方は残るわけですから、会長を経験された方が一名残る。それで新たな会長が選出される。ということであろうと思う。

○掛橋委員

ありがとうございます。私はね自分だけのことじゃなく、浅井委員もおられるもので、浅井委員まで会長候補から外すのもいかなもんかと思うんさな。だけど、自分が会長をやりたい為ととられるのも私の本意ではない。委員の任期が最長で2期なんで、従前と違って1期目で会長職をやっただけの新たな考えがありますもので、任期終了までちょっと時間もあることやし、今までのような会長人選じゃなくて有意義に会長を協議していただければ良いのではと思います。

○小川委員

個人的には海区委員というのは、漁業者の生活を守るという目的が大きいのかなと思ってるんですけど、だけども世の中の移り変りのなかで生産や生物のいろんな問題が生じており、そういうことに明るい方が会長になられることもひとつの形かなとも思います。ただ個人の見解ですけども、いきなりそこに行くよりは、まず漁業者のなかでそういう見識を持たれた方が第一段階で会長をやる。その次にそういうところから立たないときに学識の方にも責務に携わっていただくことが一番いいのかなと思います。掛橋委員が一番心配されてるのが、いきなり経験のない者が会長職を任されて、いろんな混乱が生ずるのではないか。困った時に相談できるように会長を経験された方が2、3名在籍された方が、組織の形態が正常じゃないかなというお考えでの発言だと思います。そのため、まずはそういう発想から出発していただければ良いのではないかなと思うんです。

これは、学識の方をどうこういうのではなくて、いきなりそこに持って行くよりは、そういう含みをしながらでどうでしょうか。そりゃ選挙が一番いいと思うんですけど、選挙

のなかでやっぱり学識の方を選ぶべきだよねっていう皆さんの意見があれば、それはそれで良いだろうと思います。

掛橋委員としては非常に心配されているんだろうなど。そこのところ踏まえて、この3月に皆さんのお考えを整理していただいて発言をしていただければいいのかなど。これは今後いろいろな問題があって法律に照らし合わせる問題も生じることもあり、弁護士の先生にも会長の席に座っていただけるということであれば、それはそれで良いかなとは思いますが。

#### ○掛橋委員

言いそびれてたんですけど、従前は職務代理者が次期会長という形やったんですわ。職務代理者が次の会長ってことで、平成23年に初めて私が会長をさせてもらった時には、学識委員として濱條さん、原田先生、杜多さん、三重大の常先生など、そういう方が6人こられたんですけど、いろんな方面に精通された三重大の原田先生を職務代理者に指名させていただきました。

職務代理者に会長の職務内容を経験してもらおうっていう意味合いは議会でもあることなんですわね。参議院でも衆議院でも議長職を交替するにあたってはね、そういう事例もあります。そういうことも私は予々一回議論をしたいなと思ったもので、皆さんの活発なご意見を聞かさせていただきたい。繰り返しになりますが、2期で任期が終わるので1期の方から会長職を選出していただくことが実現的だと思います。

#### ○濱田委員

今までの決めごとがありますか。

#### ○浅井会長

ほとんど決めてあってさ、手あげるだけみたいな感じです。私も誰がやっても良いというもんじゃないよと言うたことあるんです。私に回ってきた時も私はそんなもんようせんと返答しました。私はこの2年で辞める段取りをしています。次の会長はこの人が良いなあって心に決めてはありますが、私の一存では決められません。若い人がいろいろ勉強していくのに良い機会やと思うので、そんな考えでおったらいいんじゃないですか。

#### ○濱田委員

会長になるにはどのような感じだと、ある程度決めごとしといた方がわかりやすいんじゃないですか。選挙でいくなら選挙でいく。推薦でいくなら推薦でいく。

#### ○矢田委員

私も浅井会長のもと職務代理者を務めています。三重県は縦長ですので、全地区のことを把握して会長になろうと思うと、大概勉強して各地区のことが分からんと出来ないと思うんさな。私は伊勢湾全体のことは分かっている。どんな仕事して、どんな商売して、どんな地区があるかなど全て分かっている。しかし、まぐろのことをいわれても、はっきりとは分からん。

そのため、長年経験してある程度全体的なことが出来る人、そういう人を会長職にしてもらって、伊勢湾の漁業者、外湾の漁業者、鳥羽磯部の漁業者をより良くしてもらえるような会長を推薦してもらい、選ばないとだめじゃないかなと私は思う。伊勢湾のことを分かってもらっている人もみえるので、出来れば鳥羽磯部所属の方に会長職をしてもらえたらどうかと私は思っています。

次の職務代理者は学識経験者の方がよろしいのではと思います。そういう方にアドバイスしてもらいながら進めてもらった方が良いかなと私は思います。これは自分の意見ですが、皆さんはどう思いますか。

#### ○浅井会長

局長、間違えていたら指摘してください。委員のなかで俺やりたいんやって、手を挙げることはできるんでしょ。だから3月の選任の時に俺がやりたいんやと思っとっても、事前の話し合いや推薦などで決まってしまうといたら手を挙げ難いこともある。ここで大概のことを決めとく方が良いのかどっちが良いのか。

掛橋委員がやってた時に原田委員に職務代理者やってもらったんですか。

#### ○掛橋委員

そうです。

#### ○浅井会長

その前に学識経験者の方で会長やられた方は全然ないんですか。

#### ○掛橋委員

学識か公益か忘れましたが、平成12年に二見の濱條さんが委員になって、平成16年にはその濱條さんと原田先生の2人が学識と公益やったんですわ。その他の13人については、9人は選挙であとの4人は組合推薦の漁業者でした。その組合推薦のなかに私も入ってたんですわ。外湾、くまの灘漁協の理事として選挙をせず、入れてもらった経過がある。ところが平成16年に報道事案も生じ、組合からの推薦は一切受けず、6人の公益、学識の方は県が推薦する形になって、平成20年には公職選挙法で11人が立候補するなかで、9人の漁業者が当選された。その後6人は公益、学識の方としてずっと今日まで来とるんですわ。そのようなこともあり、会長を選ぶにあたっては、漁業者の方が13人いると必然的に3期、4期の方が次はもうこの方やっという形のなかでさせてもうてきた。

だけど、おこがましく自惚れたものの言い方かもしれんけど、やっぱり「馬には乗ってみよ人には添うてみよ」という言葉もありますし、会長させてもらうといろんな景色も見えてくる。勉強もせないかん。南も行かなあかん。北も行かなあかん。東も行かなあかん。私は海区委員として7年近くも会長をさせてもらい、身に余る光栄と貴重な経験をさせていただきました。委員の皆さんそれぞれ選任された立派な方ですので、1期目であろうが、十分に適材適所の方がおられると思います。漁業法の改正によって、海区調整委員会のありがたさっていうのかな、知事に対する立ち位置もちょっと違ってきた。最近開催された公聴会の休憩時間にも委員間でいろんな有意義な雑談もあり、和気あいあいと色々な話

も聞けて良い時間だったなと思っています。

委員会もこれからの漁業者の代表として、三重県の漁業のために資源管理を進めていくには、公益の方や学識の方の意見を十二分に尊重と拝聴しながら委員会を運営してかないかなって思います。最近は何もなかったが、私がさせてもらった頃は、御浜でフェリーが座礁したり、3月11日の津波や愛知と三重の60年ぶりの協定ラインもあった。もう去っていく人間がこんなことをいっても大きなお世話やって言われるかもわからんけど、海区委員としての責務は十二分に果たしてかないかなって思います。

#### ○小川委員

局長、答えにくいとは思いますが、なにか発言あればうけたまわりたいです。

#### ○事務局（林事務局長）

まず、全国的な会長の選出区分について、手元に全国海区の名簿がなく調べてみないと正確にはわからないのですが、やはり漁業者委員の方が多いのではないのでしょうか。学識委員の方もみえますが、数は少ないのではないかと思います。

次に、選出時の決めごとですが「委員の互選による」と決まっております、会長を選出していただく時は、事務局は会場から退席いたします。そのため、委員の皆さまだけのなかで最終的に選出をしていただくこととなりますのでよろしくお願いします。

#### ○永富委員

私が海区の委員になったのは、いろいろ地域の事情があります。私はこの歳でやらへんって思ってたところがいろいろ事情があって、一回だけならっていう気持ちでいます。そのため、私の年齢のことには遠慮せず、若い方で選出いただければと思います。

#### ○濱中委員

南の端やもんでよう分からんし、若いもんでさせてくれるんやったら、経験積むのにはした方が良いのかも。僕の考えでは熊野漁協では、学識の人らも組合の理事に入れて組合長をしてもらっても良いのかなっていう考えもあるんですよ。

#### ○掛橋委員

かつて漁業協同組合は80とも100ともある時代から、合併、合併で13組合になってしまったんです。外湾漁協だけでも54の組合が合併してるんですわな。そういうことのなかで、小さな声っていうか各地区の声を拝聴するっていうか漁協の運営も大変隅々まで聴取りも出来ないなかで、果たして本来の経営運営だけでやってけるんか。漁業者はどうなるんか。っていうこともありますし。そのなかで海区調整委員のあり方っていうのかそういうこともな。トヨタの社長も刷新していくなかで、若い方やまだなり立てやでなにもわからんとかそういうことやなくて、それはそれでなった、ならしてもうたからには十二分に立派にやってける方々やと思います。遠慮や気兼ねをすることなく、堂々と胸はっていただいて、会長職を担っていただきたいと思います。



○浅井会長

ありがとうございました。

意見も出尽くした様ですので、その他事項3「次回の委員会日程について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

次回委員会

3月14日（火）10時から 三重県勤労者福祉会館6階 研修室  
議題（案）

- ・会長及び会長職務代理者の選出について
- ・資源管理方針の変更について
- ・令和5年度くろまぐろとするめいかの当初配分について

○浅井会長

ありがとうございました。

これをもちまして委員会を閉会いたします。